

日本労働法学会入会申込書

年 月 日

1. 氏名 (ふりがな)

( )

印

2. 住所

名簿掲載の可否

(1) 自宅

〒

可 ・ 否

電話番号 ( )

可 ・ 否

FAX 番号 ( )

可 ・ 否

(2) 勤務先など

〒

可 ・ 否

電話番号 ( )

可 ・ 否

FAX 番号 ( )

可 ・ 否

3. 郵便物送付を希望する住所地

自宅  勤務先など

4. 電子メールアドレス (メーリングリストへの登録を 希望する・希望しない)

可 ・ 否

5. 勤務先 (あるいは所属) および地位

可 ・ 否

6. 生年月日

年 月 日

7. 最終学歴

年 月 卒

8. 専攻科目

9. 研究テーマ・関心領域

---

10. 著書および論文その他公表された成果

---

11. 推薦者（労働法学会会員2名の自筆の署名）および推薦理由

(1) \_\_\_\_\_ 印

推薦理由

(2) \_\_\_\_\_ 印

推薦理由

# 入会申込書(記入上の注意)

入会後の会員管理に必要です。必ずふりがなを「ひらがな」で記載してください。

海外に在住の方は、お手数でも「英文スタイル」の住所をも、あわせてご記入ください。(韓国や台湾などに在住の方もご記入ください)

郵便番号は7桁のものを記載してください。

「2.住所」で記載していただいた住所地中、当学会からの郵便物の郵送先(および会員名簿に掲載される住所)として希望される住所地を選択してください。この欄に何も記載がない場合には、「自宅」と判断させていただきます。

電子メールアドレスを記載する際には、数字とアルファベット、大文字と小文字がはっきりと判別できるように、ていねいに記載してください。

## 日本労働法学会入会申込書

年 月 日

1. 氏名(ふりがな)  
( )  
印

2. 住所  
(1) 自宅  
〒  
電話番号 ( ) 可・否  
FAX番号 ( ) 可・否  
(2) 勤務先など  
〒  
電話番号 ( ) 可・否  
FAX番号 ( ) 可・否

3. 郵便物送付を希望する住所地  
 自宅  勤務先など

4. 電子メールアドレス(メーリングリストへの登録を希望する・希望しない)  
希望する・希望しない

5. 勤務先(あるいは所属)および地位  
可・否

6. 生年月日  
年 月 日  
可・否

7. 最終学歴  
年 月 卒

8. 専攻科目

9. 研究テーマ・関心領域

10. 著書および論文その他公表された成果

個人情報保護の観点から、会員の皆様の情報を会員名簿に掲載するに当たっては、それぞれについて掲載の可否についておたずねしております。記入がない場合には当該項目について掲載の同意が得られなかったものとして掲載しない取り扱いとさせていただきます。

会員の皆様に対する学会に関する各種情報の伝達は、Webサイトを中心に行います。Webサイトの更新情報等の連絡を希望される方はメーリングリストへの登録をお願いします(メールアドレスを会員名簿に掲載しない場合もメーリングリストへの登録は可能です。また、メーリングリストへの登録によりメールアドレスが他の会員に知られることはありません)

現在研究されているテーマもしくは関心をお持ちの領域をご記入ください。

9. 研究テーマ・関心領域

10. 著書および論文その他公表された成果

公表された成果がある場合にはご記入ください。特にない場合には空欄でかまいません。

11. 推薦者（労働法学会会員2名の自筆の署名）および推薦理由

(1) \_\_\_\_\_ 印

推薦理由

当学会の入会には、当学会の現会員2名の推薦が必要です。推薦者による自筆の署名、捺印のほか、推薦理由の記入をお願いします。

(2) \_\_\_\_\_ 印

推薦理由

# 日本労働法学会規約

## 第一章 総則

第一条 本会は日本労働法学会と称する。

第二条 本会の事務局は理事会の定める所に置く。(改正、昭和三九・四・一〇第二八回総会)

## 第二章 目的及び事業

第三条 本会は労働法の研究を目的とし、あわせて研究者相互の協力を促進し、内外の学会との連絡及び協力を図ることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 一、研究報告会の開催
- 二、機関誌その他刊行物の発行
- 三、内外学会との連絡及び協力
- 四、公開講演会の開催、その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第三章 会員

第五条 労働法を研究する者は本会の会員になることができる。

本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は理事会の推薦に基づき総会で決定する。(改正、昭和四七・一〇・九第四四回総会)

第六条 会員になろうとする者は会員二名の紹介により理事会の承諾を得なければならない。

第七条 会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。会費を滞納した者は理事会において退会したものとみなすことができる。

第八条 会員は機関誌及び刊行物の実費配布を受けることができる。(改正、昭和四〇・一〇・十二第三十回総会、昭和四七・一〇・九第四四回総会)

## 第四章 機関

第九条 本会に左の役員を置く。

- 一、選挙により選出された理事(選挙理事)二十名及び理事会の推薦による理事(推薦理事)若干名
- 二、監事 二名

(改正、昭和三〇・五・三第一〇回総会、昭和三四・一〇・十二第十九回総会、昭和四七・一〇・九第四四回総会)

第十条 選挙理事及び監事は左の方法により選任する。

一、理事及び監事の選挙を実施するために選挙管理委員会をおく。選挙管理委員会は理事会の指名する若干名の委員によって構成され、互選で委員長を選ぶ。

二、理事は任期残存の理事をのぞく本項第五号所定の資格を有する会員の中から十名を無記名五名連記の投票により選挙する。

三、監事は無記名二名連記の投票により選挙する。

四、第二号及び第三号の選挙は選挙管理委員会発行の所定の用紙により郵送の方法による。

五、選挙が実施される総会に対応する前年期末までに入会し同期までの会費を既に納めている者は、第二号および第三号の選挙につき選挙権及び被選挙権を有する。

六、選挙において同点者が生じた場合は抽選によって当選者を決める。

推薦理事は全理事の同意を得て理事会が推薦し総会の追認を受ける。

代表理事は理事会において互選し、その任期は一年半とする。

(改正、昭和三〇・五・三第一〇回総会、昭和三四・一〇・十二第十九回総会、昭和四四・一〇・七第三八回総会、昭和四七・一〇・九第四四回総会、昭和五一・一〇・十四第五二回総会)

第十一条 理事及び監事の任期は三年とし、理事の半数は一年半ごとに改選する。但し再選を妨げない。

補欠の理事及び監事の任期は前任者の残存期間とする。

(改正、昭和三〇・五・三第一〇回総会)

第十二条 代表理事は本会を代表する。代表理事に故障がある場合にはその指名した他の理事が職務を代行する。

第十三条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第十四条 監事は会計及び会務執行の状況を監査する。

第十五条 理事会は委員を委嘱し会務の執行を補助させることができる。

第十六条 代表理事は毎年少なくとも一回会員の通常総会を招集しなければならない。

代表理事は必要があると認めるときは何時でも臨時総会を招集することができる。総会員の五分之一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、代表理事は臨時総会を招集しなければならない。

第十七条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。総会に出席しない会員は書面により他の出席会員にその議決権を委任することができる。

## 第五章 規約の変更

第十八条 本規約の変更は総会員の五分之一以上または理事の過半数の提案により総会出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。